

「水と緑の森林づくり」県民総参加強化事業

(事業開始年度：令和6年度)

— 県 —

1 事業の目的・概要

「宮崎県水と緑の森林づくり条例」に定める県民等の主体的な参画による森林づくりを推進するため、森林ボランティア団体やNPO法人など多様な主体による森林(もり)づくりへの支援を行う。

また、森林環境税の普及啓発等を行い、県民共有の財産である森林を次世代に引き継ぐ機運の醸成を図ることを目的とする。

2 事業実施主体

森林ボランティア団体、自治会、市民グループ、NPO法人等

3 事業期間

令和6年度～令和8年度

4 対象事業等

(1) 森林(もり)づくり活動支援事業

県民で組織されたボランティア団体等からの公募による植樹や下刈り等の森林(もり)づくり活動への支援を行う。

(2) 森林(もり)づくり植樹支援事業

森林ボランティア団体等が実施する植樹活動に必要な苗木の提供を行うとともに、苗木の管理や植栽方法等の技術指導を行う。

5 補助内容

(1) 森林(もり)づくり活動支援事業

次の区分に応じて定める計算式によって得られた額以内(上限60万円)

①本事業による助成が初回または2回目となる団体

補助対象経費のうち40万円まで+ (補助対象経費のうち40万円を超える額×1/2)

②本事業による助成が3回目以上となる団体

補助対象経費のうち30万円まで+ (補助対象経費のうち30万円を超える額×1/2)

(2) 森林(もり)づくり植樹支援事業

森林(もり)づくり活動に必要な苗木の現場への配達と技術指導

6 県所管課

環境森林部 環境森林課(林政計画担当)

電話：26-7153(内線：2819)

森林環境教育支援事業

(事業開始年度：令和6年度)

— 県 —

1 事業の目的・概要

学校や地域等が取り組む森林環境教育を支援することにより、森林の理解者を育成するとともに、森林を県民みんなで守っていく機運の醸成を図る。

2 事業実施主体

学校や子ども会、みどりの少年団などの地域団体

3 事業期間

令和6年度～令和8年度

4 対象事業等

森林環境教育実践強化事業

学校や地域等が行う自然体験活動に対し、指導者派遣、教材提供を行う。

5 補助率

- ・資材費（木工製作の材料費、シイタケ駒打ち費用等）
- ・賃借料（バス借上費（借上費の1／2）、ツリーイング器財借上費等）
- ・保険料
- ・指導者派遣にかかる費用

6 県所管課

環境森林部 環境森林課（林政計画担当）

電話：26－7153（内線：2819）

美しい景観を創出する名木等保全支援事業

(事業開始年度：令和 7 年度)

— 県 —

1 事業の目的・概要

先人が守り育ててきた森林や文化財的価値のある名木、観光シンボルである県木フェニックスは、本県の美しい景観を創出するとともに、地域の文化や観光面で重要な役割を担っている県民共有の財産であり、この名木等を病虫害等から守り、後世に継承するため、保全対策を実施する。

2 事業実施主体

県及び市町村

3 対象事業等

①名木等保全

- ・気象害、害菌等により樹勢の弱まった名木等の診断や治療等の実施
- ・名木等を保全するための保護柵等の設置
- ・景観保全上、市町村長が重要と認める樹木等の病虫害等の防除

②県木フェニックス保全

- ・フェニックスの薬剤防除、伐倒駆除の実施

4 補助率

①名木等保全 県単補助：1／2以内

(市町村の財政力指数で調整あり)

②フェニックス保全 県単補助：1／3以内

(市町村の財政力指数で調整あり)

5 県内事例（過去 3 カ年）

①巨樹古木等保全

令和 4 年度 木製案内看板の取替（小林市）

令和 5 年度 荒神堂タブ大樹の枯損枝や腐朽部等の除去及び土壌改良（えびの市）

令和 6 年度 飯野のイチョウの枯損枝等除去・腐朽部除去・土壌改良 及び

木崎原大スギの枯損枝等除去・切除部の薬剤塗布（えびの市）

榎原のタブノキ「みやざきの巨樹 100 選」の指定看板建て替え（日南市）

大人神社イヌマキのキオビエダシャクの駆除（日之影町）

②フェニックス保全

平成 29 年度～令和 6 年度 薬剤防除、伐倒駆除（延岡市、日南市）

6 県所管課

環境森林部 自然環境課（保安林担当）

電話：2 6－7 1 6 3（内線：2 8 7 3）

林業担い手総合対策基金事業

(事業開始年度：平成5年度)

— 県 —

1 事業の目的・概要

林業を取り巻く環境は、山村地域の過疎化、高齢化に加え、林業労働の就業条件の立ち遅れ等から若年層の新規参入が少なく、林業従事者の減少・高齢化が進行している。

このため、「宮崎県林業担い手対策基金」を活用して下記のとおり林業担い手の確保・育成対策を総合的に実施する。

2 対象事業等（事業実施主体、補助基準、補助率）

(1) ひなたのチカラ林業担い手確保育成推進事業

【実施主体：ひなたのチカラ林業経営者】

- ・造林事業を開始するための技術習得・安全研修、資機材の整備等を支援（補助率：1/2 以内）
- ・林業就業者の負担軽減につながる資機材等の整備を支援（補助率：1/2 以内、1/3 以内）
- ・造林作業に従事する新規就業者の継続雇用を支援（補助率：定額）

(2) 再造林を担う新たな「ひなたのチカラ」確保事業

【実施主体：地域再造林推進ネットワーク会員（ひなたのチカラ林業経営者以外）】

- ・造林事業を開始・拡大するための技術習得・安全衛生研修、資機材及び福利厚生・安全施設の整備等を支援（補助率：定額、1/2 以内）
- ・造林事業に従事する新規就業者の継続雇用を支援（補助率：定額）

(3) 森林の仕事生き生き定着促進事業

【実施主体：認定林業事業体】

- ・「緑の雇用」研修終了者等の継続雇用を支援（補助率：定額）
- ・週休2日制導入・試行の支援（補助率：定額）
- ・林業従事者の「林業技能士」資格取得経費の支援（補助率：1/2 以内）

3 県内事例

令和6年度

(1) ひなたにチカラ林業担い手確保育成推進事業

- ・造林保育：5 者（ドローン、空調服など）
- ・素材生産：3 者（プロセッサ、グラップルなど）
- ・継続雇用：2 者、8 人

(2) 再造林を担う新たな「ひなたのチカラ」確保事業

- ・従事者用：7 者（チェーンソー、刈払機など）
- ・事業体用：5 者（ドローン、通信機器など）
- ・継続雇用：6 者、16 人

(3) 森林の仕事就業定着促進事業

- ・「緑の雇用」研修終了者等の継続雇用：38 者、73 人

4 県所管課

環境森林部 山村・木材振興課（担い手・事業体担当）

電話：26－7166（内線：2897）

林業・木材産業構造改革事業 (国事業名：林業・木材産業循環成長対策交付金)

(事業開始年度：平成 14 年度)

－ 林野庁経営課、木材産業課、計画課、木材利用課 －

1 事業の目的・概要

戦後造林した人工林が本格的な利用期を迎える中、これらの森林資源を循環利用し、林業の成長産業化を図ることが重要である。このため、意欲と能力のある経営体に森林の経営・管理を集積・集約するとともに、川上から川下までの連携による生産・加工流通コストの一体的な削減を図るべく、木材加工流通施設や木造公共建築物の整備等、川上から川下まで総合的な取組を支援する。

2 事業実施主体

市町村、森林組合、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、森林整備法人等及び選定経営体等

3 対象事業等

(1) 林業経営構造対策事業

- ① 林業機械作業システム整備（高性能林業機械等）
- ② 効率化施設整備（作業ポイント、林業生産施設装置）
- ③ 活動拠点施設整備（林業情報処理施設）
- ④ 林業機械リース支援

(2) 木材産業構造改革事業

- ① 木材加工流通施設整備（木材製材施設装置、プレカット加工施設装置等）
- ② 森林バイオマス等活用施設整備
- ③ 木造公共施設整備（木造公共施設、木質内装等）
- ④ 未利用間伐材等活用機材整備（未利用間伐材等活用機械）
- ⑤ 木質バイオマス供給施設整備（木質バイオマス供給施設装置等）
- ⑥ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備
(木質バイオマスエネルギー利用施設装置)
- ⑦ 特用林産物活用施設等整備（特用林産物生産施設、特用林産物加工流通施設等）

4 補助基準

・採択基準

取組内容が宮崎県森林・林業長期計画の達成に即した内容であるとともに、事業メニューごとに定められた指標及び機能要件等を満たしていること。

・計画主体 県

5 補助率

- (1) 林業経営構造対策事業…1/2, 4/10, 1/3, 1/4
- (2) 木材産業構造改革事業…1/2, 1/3, 15%, 3.75%

6 県内事例

令和 6 年度実績

- (1) 木材産業構造改革事業
 - ・木材加工流通施設整備 延岡市 1 件

7 県所管課

環境森林部 山村・木材振興課みやぎスギ活用推進室（木材産業振興担当）
電話：26－7156（内線：2841）

林地残材流出防止・搬出促進事業

(事業開始年度：令和7年度)

— 県 —

1 事業の目的・概要

伐採後に搬出されない短尺材・枝条等の林地残材は、豪雨等により道路や河川等に流出するなど、災害に繋がるおそれがあるため、地域協議会を通して運搬搬出し、山林の安全を確保する取組を支援する。

2 事業実施主体

地域協議会（市町村、森林組合、素材生產業体、森林所有者等）

3 対象事業等

(1) 伐採跡地林地残材搬出促進事業

事業内容：伐採跡地の林地残材を林地から搬出して活用する場合、林地残材を回収しやすい環境づくり（チップー等の回送及びリース料）や運搬等に要する経費を支援
補助率：定額〔3千円／生t〕

(2) 皆伐時林地残材搬出促進事業

事業内容：地域協議会の運営費（補助率定額、上限35万円）及び1の事業を実施する協議会が立木伐採時に原木と林地残材を搬出して活用する場合、林地残材を回収しやすい環境づくり（チップー等の回送及びリース料）や運搬等に要する経費を支援
補助率：定額〔5百円／生t〕

4 県内事例

令和6年度実績（改善前）

・流木抑制木質バイオマス活用促進

事業主体：2地域協議会（南那珂、中部）

運搬支援：1,874 t

・木質バイオマス資源有効活用促進

事業主体：4地域協議会（椎葉、諸塚、西米良、霧島）

運搬支援：19,872 t

5 県所管課

環境森林部 山村・木材振興課みやざきスギ活用推進室（木材産業振興担当）

電話：26-7156（内線：2841）

みやざき木のある暮らし促進事業

(事業開始年度：令和 7 年度)

— 県 —

1 事業の目的・概要

木の良さや利用することの意義についての理解を促すため、こどもや子育て家庭を対象とした「木育」の推進や若者世帯を対象とした「みやざき材の家づくり」への普及啓発を行い、県産材需要の拡大を図る。

2 事業実施主体

木育ネットワーク部会会員（木育に取り組む県内の団体）

3 対象事業等

- (1) みやざき子ども木育支援事業
- (2) 遊べる木製品設置支援事業

4 補助基準

- (1) 木育ネットワーク部会会員が行う木育活動に要する経費の支援
- (2) 木育ネットワーク部会会員が木育活動を継続的に行うために必要な県産材を活用した遊具（「子供のための遊び道具や簡易な設備」をいう）の整備（木造・木質化を含む）、おもちゃの導入等に要する経費の支援

5 補助率

- (1) 1／2以内

ただし、本会員が行う木育活動への参加者数により次に掲げる額を上限とする。

- ①20 名未満 5 万円
- ②20 名以上 50 名未満 10 万円
- ③50 名以上 20 万円

- (2) 1／2以内

ただし、40 万円を上限、2 万 5 千円を下限とする

6 県内事例

令和 6 年度実績

- (1) 木育活動支援事業 14 団体
- (2) 木の香る木製遊具整備事業 11 団体

7 県所管課

環境森林部 山村・木材振興課みやざきスギ活用推進室（木材利用拡大担当）

電話：2 6－7 1 5 6（内線：2 8 3 8）

みやざき木の空間・人づくり事業

(事業開始年度：令和 7 年度)

— 県 —

1 事業の目的・概要

非住宅分野における木造化等に必要不可欠な品質及び性能の確かな J A S 認証材や乾燥材の普及・定着を図るため、J A S 認証取得に要する経費を支援する。

また、非住宅分野の木造化・木質化を推進するため、非住宅木造建築物の施設の設計に係る経費を支援する。

2 事業実施主体

民間事業者等

3 対象事業等

- (1) J A S 認証材普及促進事業
- (2) 非住宅木造設計支援事業

4 補助基準

- (1) J A S 認証の新規取得に要する経費の支援
- (2) みやざき木造マイスター等による非住宅木造建築物の設計に係る経費の支援

5 補助率

- (1) 1／2 以内（上限額 20 万円）
- (2) 1／3（1／2）以内（上限額 200 万円）

6 県内事例

令和 6 年度実績

- (2) 設計支援事業

中大規模木造建築物等の設計支援 2 件

7 県所管課

環境森林部 山村・木材振興課みやざきスギ活用推進室（木材利用拡大担当）

電話：2 6－7 1 5 6（内線：2 8 3 8）

次代の建築廃材縮減促進事業

(事業開始年度：令和 7 年度)

— 県 —

1 事業の目的・概要

既存建物を取り壊すことなく木材を活用したリノベーション等による再利用及び非木造が主である市街地における木造化を促進し、低迷した木材需要の回復や将来的ながれき類の発生の縮減を図る。

2 事業実施主体

民間企業等

3 対象事業等

- (1) 既存建築物改修支援事業
- (2) 非住宅建築物木造化支援事業

4 補助基準

- (1) 一定量以上の県産木材を使って既存建築物のリノベーション等の改修工事を行う場合、その工事に要する経費を支援
- (2) 市街地において、一定量以上の県産木材を使って非住宅木造建築物を建築し、施設を用いて県産木材の PR 活動を行う場合、その建設工事に要する経費を支援

5 補助率

- (1) 1／3 以内（上限額 80 万円）
- (2) 1／3 以内（協定締結者以外は上限額 1,000 万円）

6 県所管課

環境森林部 山村・木材振興課みやざきスギ活用推進室（木材利用拡大担当）

電話：26－7156（内線：2840）

みやざき木の魅力発信事業

(事業開始年度：令和 7 年度)

— 県 —

1 事業の目的・概要

みやざきスギをはじめとした県産木材について、自然素材の心地良さを体感させるなど、木材の魅力を PR できる拠点施設の整備を支援し、県産材需要の拡大を図る。

2 事業実施主体

民間事業者等

3 対象事業等

みやざき材活用施設設置支援事業

4 補助基準

P R 効果が高い県内の商業施設等における内装木質化や調度品の導入等に関する県産木材利用に係る経費を支援

5 補助率

1 / 3 (1 / 2) 以内、上限額 1,000 万円)

6 県所管課

環境森林部 山村・木材振興課みやざきスギ活用推進室 (木材利用拡大担当)

電話：2 6 - 7 1 5 6 (内線：2 8 3 8)

しいたけ等特用林産物生産体制強化事業

(事業開始年度：平成 20 年度)

— 県 —

1 事業の目的・概要

乾しいたけをはじめとする特用林産物の生産は、山村地域の貴重な収入源として重要な役割を果たすとともに、就労機会の創出など地域経済の振興に大きく貢献している。

しかし、近年、消費量の減少や生産者の減少、高齢化など経営基盤の安定化を図る上で様々な課題に直面しているため、生産意欲の高い生産者等の組織化を図るとともに、経営の安定強化、増産体制の構築、新規参入等に必要な施設整備等を支援する。

2 事業実施主体

農業協同組合、森林組合、林業者等の組織する団体、新規参入者等
(市町村を通じた間接補助)

3 対象事業等

(1) 基盤整備事業

事業内容：特用林産物の増産体制を構築するために必要な特用樹林等造成、ほだ場整備及び経営管理道整備等を行う。

(2) 施設・機械整備事業

事業内容：特用林産物の増産体制を構築するために必要な生産・出荷・加工・販売等の機械・施設等の整備を行う。

(3) 省力化等を目的とした施設・機械整備事業

事業内容：特用林産物の増産体制を構築するために必要な生産・出荷・加工・販売等の省力化等を目的とした機械・施設等の整備を行う。

(4) 獣类等被害防止対策事業

事業内容：特用林産物の安定した生産を図るために、野生獣類の侵入防止施設等の整備を行う。

(5) 新規参入者等育成・確保事業

事業内容：特用林産物生産に新規参入するために必要な生産・出荷・加工・販売等の機械・施設等の整備を行う。

5 補助率

1／3以内

6 県内事例

令和 6 年度実績 14 市町村

7 県所管課

環境森林部 山村・木材振興課（企画・特用林産担当）

電話：26－7157（内線：2892）